

# 対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

全日本少年剣道錬成会館

全日本剣道連盟の6月10日付で「対人稽古自粛のお願い」の解除とともにあらたに制定された「剣道再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に沿って全日本少年剣道錬成会館も独自のガイドラインを作成しましたので稽古参加者はこのガイドラインに沿って稽古を行うようにして下さい。

## 1. 稽古内容

- (1) 6月中・・・各部、現状通り剣道具をつけない足さばき、素振り等基本中心の稽古を行う
- (2) 7月以降・・・(1)と面をつけた稽古を行う予定。年齢、性別、気候等に応じて臨機応変に但し、第2波等再び感染者増加の兆候が見られた場合は国、東京都、日野市のガイドラインに沿い状況に応じて稽古を中止する。少年部に関しては日野市の小中学校の対応にも準じる。

## 2. 稽古参加するにあたって

- (1) 次の症状がある方、該当する点がある方は稽古参加をお控えください。
  - ・発熱(37.0℃以上)や咳など、風邪の症状がある方
  - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある方
  - ・咳、痰、胸部に不快感のある方
  - ・体調が普段と異なる方
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がおられる方
  - ・その他、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方
- (2) 感染による重症化を引き起こしうる次の持病をお持ちの方は稽古参加をお控えください。
  - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(例 COPD)等、基礎疾患のある方
  - ・人工透析を受けている方
  - ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方
- (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある方は稽古参加をお控えください。
- (4) 当館の各種会員以外の方は稽古に参加できません。  
※各種会員・・・少年部・婦人部・一般部・準会員・卒業生(OB・OG)会員
- (5) 稽古に参加する方は自宅(職場)と会館の往復の際はマスクを着用し感染予防に努める。

## 3. 来館時

- (1) ロビーにてアルコールによる手指の除菌と検温を行う。
- (2) 稽古参加者記入簿に氏名、体温を記入する。
- (3) 館内での会話は控える。
- (4) 着替えは自宅で行い、更衣室の利用は極力控えてください。但し、仕事(通勤)の関係等をやむを得ず更衣室を使用する場合は密集を避けるため交代で使用する。
- (5) 更衣室利用者は備え付けの消毒液で必ず自分が利用した場所の消毒を行う。

## 4. 稽古にあたって

- (1) 剣道具をつけない稽古では

- ・飛沫の飛散の防止のため必ずマスクを着用する
- ・お互いの距離をおよそ2mとり近づきすぎない
- ・お互いの会話は控える
- ・稽古中の発声は極力行わない

(2) 剣道具(面)をつけた稽古では(7月以降の予定)

- ・飛沫の飛散防止のためシールド、面マスクを必ず着用する
- ・呼吸障害、熱中症予防のため面マスクについては通気性のあるものを使用し密閉性の高い医療用マスクは避ける
- ・上記(1)の内容

5. 稽古終了後

- (1) 稽古終了後の先生等への礼は省略する
- (2) 稽古後、剣道具(特に面、小手)、使用済みシールドはアルコール消毒を行う
- (3) 稽古着・袴・面手拭は稽古終了の都度持ち帰り、洗濯や除菌を行う。
- (4) 各自、稽古に使用したマスクはビニール袋に入れて持ち帰り、洗浄、除菌を行う。
- (5) 手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌を行う。
- (6) 談笑はせず、すみやかに退館する。

6. 稽古参加後(来館も含む)」、感染が判明した場合

- ・速やかに事務局まで連絡する。
- ・同居者家族や身近な知人に感染が判明した場合も速やかに事務局まで連絡する。

7. その他

- ・トイレ使用時は各自、備え付けの消毒剤で便座、便器等の除菌を行う。

○ 会館内における感染予防対処

(1) 会館入口・ロビー

- ・ロビーに手指消毒剤配置と入口扉、下駄箱扉等手の触れる場所の消毒を徹底する。

(2) トイレ・手洗い場

- ・清掃、除菌を徹底して行う
- ・洗面所、食堂、トイレの水道・出入り口のドアノブ、机など不特定多数が触れる箇所の除菌、清掃を行う。(各部の稽古前、稽古終了後の空き時間)

(3) 更衣室

- ・6月いっぱいには原則使用禁止とするが各部の稽古の合間に机の消毒を行う。  
但し、利用者があった場合は各利用者に利用場所(机)の除菌(消毒剤とキッチンペーパーを用意)を行ってもらおう。
- ・7月以降も原則として更衣室利用者に除菌を行ってもらおう。

(4) 剣道場

- ・換気の徹底(窓の開放と扇風機を使用)
- ・床・各種スイッチ、ドアノブ、打ち込み台、太鼓バチ等不特定多数が触れる箇所の除菌を行う。(各部の稽古前、稽古終了後の空き時間)

※本ガイドラインは、コロナ感染症の流行状況や国、東京都、日野市の指針等に応じて臨機応変に変化を加えていく事とする。